

(二) 大学院学生の大学生活への配慮

(1) 学生への経済的支援

本学では、経済的支援の取り扱い窓口は学部生同様、学生課が行っている。大学院生に関しては、現在、以下に示す奨学金を受給している。

(イ) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金の第一種は修士課程の場合、貸与月額 88,000 円、博士後期課程は貸与月額 122,000 円、第二種は、貸与月額 50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円および 150,000 円の中から選択となっている。平成 20 年度修士課程 1 年次生の日本学生支援機構奨学金新規受給者は 73 名中 36 名である。大学院生の返済状況は第一種の場合、私立大学院平均 4.8%に対し、要返還者数 70 名中、延滞者数 2 名で延滞率 2.92%であった。また、第二種の場合、私立大学院平均 6.2%に対し、要返還者数 79 名中、6 名で 7.6%であった。リレー口座加入率は第一種の場合、私立大学院平均 92.6%に対し 100%であり、第二種の場合は私立大学院平均 96.5%に対し、100%であった。

(ロ) 学業特別奨学生

平成 14 年度に大学院学業特別奨学生選考基準が制定され、各年次生に対して修士課程 3 名（入学定員 20 名に対し 1 名）、博士後期課程は 4 名（入学定員）の枠で、授業料の半額免除を行ってきたが、平成 19 年度より修士課程の特別奨学生の枠を 8 名と増員した。特別奨学生の期間は、修士課程においては 1 年間、博士後期課程においては 3 年間としている。また国際交流協定締結校からの外国人留学生に対しては、修士課程においては隔年毎に 1 名、博士後期課程においては 3 年毎に 1 名に対して授業料の半額免除を実施してきたが、平成 15 年度からの実績はない。また平成 20 年度より、南京理工大学との大学院合同プログラム覚書の締結により、3 名以内の修士に対して授業料全免の制度を発足させた。この制度により、平成 20 年度は南京理工大学より 2 名の留学生を迎えている。

表5-18 日本学生支援機構奨学生数および特別奨学生数の推移（単位：人）

年度（平成）	15年	16年	17年	18年	19年	20年
機構奨学生	53	63	79	71	70	71
特別奨学生・修士	6	6	6	6	12	11
特別奨学生・博士	10	11	10	10	11	11

(ハ) 外国人私費留学生奨学金

外国人留学生を対象とした奨学金の募集については、留学生用の掲示板に募集の告知を行い、大学院事務室で申込受付を行っている。奨学金の申請者の決定については各奨学金の選考基準に基づき、大学院専攻主任会において慎重に審議し、推薦者を決定している。平成 19 年度受給者は文部科学省学習奨励費 4 名（月別給付額各 70,000 円）、福岡国際交流協会福岡留学生奨学金 1 名（月別給付額 20,000 円）である。その他平成 19 年度においては、平和中島財団 1 名（月別給付額 120,000 円）である。各年度の外国人私費留学生奨学金受給者数は、表 5-18 に示すように頭打ちの傾向にある。

(二) 授業料免除

大学院外国人留学生全員に対して、授業料半額免除の経済的支援を行っている。ただし、成績不良、出席不良の留学生および学生の本分に反した者にはこの恩典はない。平成 15

年度からの半額免除者の推移は表 5-19 に示すとおりであり、留学生数の増加に伴って増加の傾向にある。

表5-19 留学生各種奨学金受給者および授業料半額免除者の推移（単位：人）

年度（平成）	15年	16年	17年	18年	19年	20年
各種奨学金	1	3	4	5	4	6
半額免除	10	9	14	20	25	31

（ホ）学会出席旅費補助

大学院生が担当教員の指導によって学会で発表または参加する場合、国内外の学会参加旅費の補助を行っている。工学研究科においては、過去5年間において1年間の旅費補助枠は修士課程で17万円、博士後期課程で33万円を限度としている。社会環境研究科では学生のための学会出席旅費補助の制度は設けていない。表 5-20 から分かるように、例えば平成19年度の工学研究科における学会出席回数は、総数134であり、内114件が学会発表、残り20は参加のみの学生数である。社会環境学研究科は出席回数も発表者数もゼロとなっている。工学研究科における学会発表者の総数は、年々増加傾向にあり、大学院生による研究の活性化進んでいると評価できる。一方社会環境学研究科の場合、旅費補助の制度がないこともあって、学会出席および発表者の数はゼロとなっている。学会出席旅費補助のための制度整備が望まれる。

表5-20 工学研究科における学会出席および発表回数の推移

年度（平成）	15年	16年	17年	18年	19年
出席回数	120	106	196	134	134
発表回数	92	87	108	112	114

表5-21 社会環境学研究科における学会出席および発表回数の推移

年度（平成）	15年	16年	17年	18年	19年
出席回数					0
発表回数					0

（ヘ）ティーチングアシスタント

学部教育に於ける教育効果の向上、並びに大学院学生の資質の向上を目的として、大学院生を学部教育補助のためのティーチングアシスタント（TA）として採用している。身分は実験実習補助者とし、学校法人福岡工業大学臨時職員（学生アルバイト）の辞令を交付している。雇用期間は1年以内であり、採用候補学生の推薦は各選考会議を経て選考主任会で行う。TAの指導を受けるのは学部学生であるという立場から、学部教務委員会が専攻主任会の推薦に基づき候補者を決定し、最後に教授会の承認を得ている。平成20年度の時点で、TAの給与は1コマ2,500円となっている。TA学生数の推移は、表 5-22 に示す通りである。

（2）生活相談等

（イ）学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

定期健康診断は学校保健法に基づき、毎年4月に全学生を対象に実施している。診断項目は胸部レントゲン間接撮影、尿検査、身体測定である。そして、胸部レントゲン検査、

尿検査に異常所見が認められた場合は、精密検査を受けさせている。平成 19 年度の受診率は 80.8%であった。

表5-22 ティーチングアシスタント学生の推移（単位：人）

年度（平成）	15年	16年	17年	18年	19年	20年
電子情報	13	6	6	12	10	8
生命環境	12	13	11	10	9	12
知能機械	13	15	13	12	12	13
電気	9	8	9	9	9	8
情報	33	17	15	13	12	7
情報通信		7	17	18	15	7
管理	19	17	14	13	10	9
社会環境					0	0

（ロ）ハラスメント防止のための措置の適切性

本学では、「学校法人福岡工業大学セクシャルハラスメント防止に関する規程」が平成 13 年 4 月より施行され、同時にセクシュアルハラスメントの防止および被害救済の適切な対応を図るため、規程に基づいてセクシュアルハラスメント防止対策委員会が本学に設置された。その後、ハラスメントの内容を性差別に関連したものに限ることなく、権力の行使に関連するパワーハラスメントや教育研究の現場で起こりうるアカデミックハラスメント等、ハラスメント全般を含めた規程への改正が行われ、「学校法人福岡工業大学ハラスメント防止等に関する規程」として、平成 20 年 4 月より施行されている。なお改正前の規程と同じように、ハラスメントの防止および被害救済の適切な対応を図るため、規程に基づいてハラスメント防止対策委員会が設置され、工学および社会環境学の両研究科長ともにそのメンバーとなっている。

セクハラ等の相談を相談内容に掲げているカウンセリング室および学生生活相談室は、学部学生同様に大学院学生にも開放されており、また相談員の中には大学院担当の教員もいるので、規程の整備、防止委員会の設置、相談窓口ともに、ハラスメント防止のための体制は適切であると考えられる。

（3）就職指導

本学における就職の指導および支援体制として就職斡旋委員会規程に基づく、「就職斡旋委員会」があり、その委員として大学院の各専攻主任が含まれている。その他は学部と同様の指導体制をとっており、各種の就職ガイダンスを大学院生に対しても行っている。工学研究科における大学院生の就職内定率は、平成 15 年度が 98.0%であったが、平成 16 年度以降 100%を確保している。これには、就職課による種々の就職指導の支援に負うところが大きい。一方、大学院指導教員による日常的な研究指導や学会発表等を通して、学力と知識力に裏打ちされた自己への自信を芽生えさせ、さらにコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力の向上など、学生自身が大学院の教育・研究によって人間的に成長していることもその要因の一つである。

一方、社会環境学研究科は平成 20 年度が完成年度である。今年度末に第 1 期の修士の修了生を社会に出す運びとなっている。学生に占める留学生の割合が大きいので、平成 19 年度より就職指導を含めた留学生ガイダンスを学部および大学院の留学生を対象に年に 2 回実施してきた。しかし工学系専攻の留学生に比べて、文系専攻の留学生がわが国で就職

することは一般に厳しいと言われている。従って、文系専攻の留学生の就職指導当たっては、就職課職員と大学院指導教員の連携体制を強化していく必要がある。また工学研究科の学生の就職先については、社会的に評価の高い上場企業や研究所等を視野に入れ、進路指導の充実を図っていく必要がある。これらの検討は専攻主任会で行い、就職斡旋委員会に反映させなければならない。